

青森県国土強靱化地域計画策定有識者会議設置要綱

(設 置)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、本県の「国土強靱化地域計画」を策定するに当たり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、「青森県国土強靱化地域計画策定有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 青森県国土強靱化地域計画に関する事項
- (2) 前号のほか、青森県国土強靱化地域計画の策定に関し必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員で構成する。

(運 営)

第4条 会議には座長を置く。

- 2 座長は、知事が指名する。
- 3 座長は、会議を統括し、会議の議長となる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、青森県危機管理局防災危機管理課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

別表

青森県国土強靱化地域計画策定有識者会議委員

所属・役職	氏 名	分 野
青森県町村会 常務理事	小笠原 靖 介	地方行政
特定非営利活動法人青森県防災士会 代表理事	小山内 敬 子	地域防災
弘前大学理工学部 准教授	片 岡 俊 一	地震工学・防災学
青森県建築士会 理事	工 藤 淳 子	建築
青森県商工会議所連合会 常任幹事	櫻 庭 洋 一	産業・雇用
青森県市長会 常務理事	佐 藤 省 二	地方行政
青森大学 名誉教授	末 永 洋 一	経済

五十音順